

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：純正化学株式会社 菅野 英奇)

化学物質に関する法律で平成18年9月から12月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは、概要のため、全ての内容を網羅しておりません。詳細は、必ず官報、ホームページ等でご確認下さい。

(安衛法関係 [http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag\\_main01.html](http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag_main01.html))

### 1. 労働安全衛生法関連の改正

(1) 労働安全衛生法施行令の一部改正(平成18年政令257号、施行日 平成18年9月1日)

石綿(アンモサイト、クロシドライトを含む石綿類)及び石綿を0.1%超えて含有する製剤の製造禁止が決まりました。

(製造等が禁止される有害物等)

#### 第16条

4号石綿(旧条文の4号アンモサイト、5号クロシドライト、9号石綿(4号と5号を除く)の削除、これにより号の順番が繰り上がりました。)

9号…第4号に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

(名称等を表示すべき有害物)

#### 第18条

2号の2石綿(アンモサイト及びクロシドライトを除く。)の削除、及び2号の3を2号2とし、以降番号が一つ繰り上がった。

石綿が製造禁止されたので、名称等を表示することがなくなり、削除となった。

(名称等を通知すべき有害物)

#### 第18条の2

別表第9の40号石綿(アンモサイト及びクロシドライトを除く。)の削除、及び41号を

40号とし、以降番号が一つ繰り上がった。(例えば、エタノールは62号から61号となった)

石綿が製造禁止されたので、名称等を通知することがなくなり、削除となった。

(2) 労働安全衛生法施行令の一部改正(平成18年政令331号、施行日 平成18年12月1日)

第18条の見出し中「有害物」を「危険物及び有害物」に改める。

以下8物質を番号と共に追加します。(既存物質の番号の変更は原文を参照して下さい)

2の5 エチルアミン  
6の2 過酸化水素  
10の2 次亜塩素酸カルシウム  
16の2 硝酸アンモニウム  
25の2 ニトログリセリン  
25の3 ニトロセルロース  
28の2 ピクリン酸  
29の2 1,3-ブタジエン

#### 第18条の2

別表第9に次の3物質を番号と共に追加します。(既存物質の番号の変更は原文を参照して下さい)

462 ニトロセルロース  
306 硝酸アンモニウム  
200 次亜塩素酸カルシウム

(3) 労働安全衛生規則の一部改正(厚生労働省令第185号、施行日 平成18年12月1日)

#### 第31条

令第18条第40号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

(概略記述)

ジクロロベンジジン 含有量1%

α-ナフチルアミン	含有量 1%
塩素化ビフェニル	含有量 0.1%以上、 1%以下
オートリジン	含有量 1%
ジアニシジン	含有量 1%
ベリリウム	含有量 0.1%以上、 1%以下
ベンゾトリクロリド	含有量 0.1%以上、 0.5%以下

第34条の2の2

令別表第9第635号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる物とする。

(省略)

- ・表示すべき危険物及び有害物の裾切り値の改正  
別表第2(30条関係)をご参照下さい。
- ・通知すべき危険物及び有害物の裾切り値の提示  
別表第2の2(34条の2関係)をご参照下さい。

2. 麻薬及び向精神薬取締法施行令等、及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令、そして麻薬及び向精神薬取締法施行規則が一部改正されました。

(施行日 平成18年10月13日)(薬食発第0913001号平成18年9月13日)

(1) 次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第1条関係)

- ①1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
- ②2,4,6-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びその塩類

(2) 次の物質を第1種向精神薬に指定したこと。

(施行令第3条及び指定政令第3条関係)

- ① 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類

(3) 次の向精神薬を自己の疾病の治療の目的で携帯輸出入することが可能なものとして、携

帯輸出入することが可能な分量と併せて定めたこと。(施行規則別表第1関係)

- ・名称 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含む物
- ・分量 6グラム

3. 「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び関連告示の一部改正

国際海上危険物規定(IMDGコード)の第33回改正等に伴い危険物船舶運送及び貯蔵規定(危規則)の一部改正が行われました。平成19年1月1日より施行。

通知文書:

[http://nikkakyo.org/DUP\\_uploadfiles/tsuchi.pdf](http://nikkakyo.org/DUP_uploadfiles/tsuchi.pdf)

- (1) 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令(平成18年12月5日国土交通省令第109号)
- (2) 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示(平成18年12月5日国土交通省告示第1448号)

危規則の改正点

- ①引火性液体類及び毒物の判定基準の変更
- ②新有機過酸化物質表札の導入
- ③天地無用表示の適用の拡大
- ④煙火の無試験分類法の導入等